

KOBE ゼロカーボン支援補助金制度に関する Q&A
(お問い合わせに応じて随時追加・更新する予定です)

令和4年7月19日現在

Q 「脱炭素に資する事業」とはどのような事業か？

A 国の策定した「地球温暖化対策計画」に示されているような事業を示しており、地域特性に応じた脱炭素の取組みや、地域の自然資源等を活かした吸収源対策等を期待しています。申請の際は、「地球温暖化対策計画」の別表1～6をご確認いただき、申請事業がどの施策に該当するか（「48. 再生可能エネルギーの最大限の導入」、「59. 森林吸収源対策」等）を事業計画書で明記してください。

【参考】環境省HP「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

Q 「地域と連携した事業」とはどのような事業か？

A 脱炭素の取組みを通じて、地域の町興しや地場産業の活性化など、地域活性に貢献できる活動を行います。そのため、太陽光パネル、蓄電池などの設備導入に留まり、地域での活用方針が未定の場合や、新たな脱炭素技術のノウハウが広くオープンに活用できない場合は、地域と連携した事業とは認められません。

Q 事業が年度の途中で完了してもよいか？

A 事業が年度の途中で完了することは差し支えありません。ただし、事業完了後30日以内又は当該年度2月25日のいずれか早い方の日までに補助事業実績報告書（様式第11号）に必要な添付書類を添えて、提出して下さい。 <提出先> kcn-aid@office.city.kobe.lg.jp

Q 審査は誰が行っているのか？

A 申請事業の審査においては、まず、各事業内容について外部有識者を交えて意見交換を重ねた上で、最終的に市が審査基準に基づいた審査を行います。

Q 事業開始にあたり、手元に資金が足りないので補助金をすぐに交付してもらいたいが可能か？

A 交付決定後、交付決定額の4分の3を上限に概算で支払うことができます。希望する方は、応募要領をご参照の上、その旨お申込み下さい。

Q 申請書に記載した補助を受ける金額は全額交付されるのか？

A チャレンジ枠は 500 万円、一般枠は 100 万円の範囲内で交付することとしています。ただし、その範囲内に補助金申請額が収まっていたとしても、申請事業の内容などについて市で厳密に査定・精査を行い、減額することがあります。

また、当該年度の予算を超過する場合は補助金の額を減額すること等がありますので、ご注意ください。

Q 1次募集で採択されなかった事業は、2次募集で改めて申請することは可能か？

A 申請することは可能です。

Q 採択された事業の補助金はいつ支払われるのか？

A 原則、当該年度末の事業報告が完了した後になります。ただし、神戸市が適当と認める場合は補助金（概算払）請求書（様式第 6 号）などを提出し、交付決定額の 3 / 4 を上限として、申請者に事業完了前に補助金を交付することができます。詳しくは応募要領をご参照ください。

Q チャレンジ枠で提出する「炭素削減計算書」とはどのような書類か？

A 脱炭素効果の定量的な検証をするために必要な書類です（任意様式）。申請する事業について、具体的な温室効果ガスの削減量が算出できる場合、どのような計算式に基づき算出しているかを示してください。計算式に用いる係数などの数値は、何の資料に基づいたものかなど引用元などを明確に示し、客観的根拠を示してください。

Q 他の補助金との併用は可能か？

A 本補助金制度では他の補助金との可能ですが、他の補助金の中には併用を認めないものもございますので、あらかじめ他の補助金の実施者にご確認ください。なお、他の補助金と併用して申請される際は、資金計画書（様式第 3 号）の調達資金【収入】の欄にその補助金の用途や内訳等を記載してください。

Q 地域パトロールに利用する電動車の購入に補助金を活用することは可能か？

A 地域パトロール等の地域貢献を目的として、電動車等を購入する場合は補助金をご活用いただけます。ただし、購入した電動車を個人が私的に利用したり、企業が社用車として利用したりする

場合は、補助金の対象外とします。

Q 「営利目的の事業」が補助の対象外とされているが、具体的にどのような事例が対象外か？

A 利益を出す事業に直接関わる経費に本補助金を充てることはできませんが、たとえば、実証事業であれば、その事業自体は直接的には営利にあたるものではないため、補助の申請は可能です。

Q 神戸市外での事業も事業計画に含まれる場合、申請は可能か？

A 事業計画全体に市外での事業・活動を含めることは可能ですが、補助金の交付対象となるのは、市内での事業・活動に限られます。

Q 複数の企業や団体等が共同で申請することは可能か？

A 可能です。申請時に共同体の組織体制等をお示しください。

Q 複数年度にまたがる事業として採択された場合、3年分の補助金額の内定を得られるか？

A 複数年度の事業が認められた場合でも、初年度は初年度分の補助金額のみ交付決定します。次年度以降については、予算の都合上、年度ごとに該当する年度の申請を改めて行っていただきます。

Q 複数年度にまたがる事業で、1年目に使い切れなかった補助金を2年目に繰り越すことは可能か？

A 本制度では補助金の繰り越しを認めていませんので、年度内での消化をお願いいたします。